



監査結果に対する措置の公表について

平成29年度財政援助団体等監査の結果報告に対して講じた措置として、平成30年6月22日付（30東経行発第9号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成30年7月5日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	熊	木	敏	己



30東経行発第9号
平成30年6月22日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一 様
東村山市監査委員 飯 田 武 夫 様
東村山市監査委員 熊 木 敏 己 様

東村山市長 渡 部 尚

平成29年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成30年3月2日付29東監発第45号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以 上

年 度	監査の種別
平成 29 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input checked="" type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
教育部 市民スポーツ課 （地域創生部 市民スポーツ課）	1-1 代休処理の管理について 休日の半日時間外勤務における代休を2回、1日分取得していたものがあつた。東村山市体育協会就業規則に基づき適正に処理されたい。	1-1 代休記録簿の作成及び管理 休日時間外勤務について、個人ごとに勤務日、勤務時間、勤務内容を明記し、対応する指定代休日を確認できる代休記録簿を設けることとした。代休記録簿は事務局長が管理し、職員に休日時間外勤務を命じるにあたり、休日時間外勤務日、時間、勤務内容を記入する。 休日時間外勤務後、代休届により職員から休日時間外勤務日とそれに対応する指定代休日の申し出を受け、代休届と代休記録簿を照合することで、申し出が適正であることを確認することとした。